

1. 議事日程第5号

(平成22年第7回大口町議会定例会)

平成22年12月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正についてから議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(討論・採決)
- 日程第4 議案第73号 大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第74号 大口町健康文化センターの指定管理者の指定について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭

健康福祉部長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生涯教育部長	三 輪 恒 久
会 計 管 理 者	星 野 健 一	地域振興課長	平 岡 寿 弘
健康生きがい課長	宇 野 直 樹	行 政 課 長	江 口 利 光

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
--------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（酒井久和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されております。その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第61号から議案第72号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第2、議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正についてから議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止についてまでを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務建設常任委員長 土田進議員。

総務建設常任委員長（土田 進君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議長さんの御指名がありましたので、去る12月3日の本会議において総務建設常任委員会が付託を受けました9議案について、慎重に審査をいたしましたその内容と結果を、付託議案の順に御報告申し上げます。

なお、この委員会は、12月8日午前9時30分から役場3階第1委員会室にて、委員全員の出席と、森町長以下関係職員の出席を得て開催しました。

本会議において付託を受けました議案は、既に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

最初に議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について、審査に入りました。

調整使用料額とはとの質問に、簡単に説明すれば、年数を指標とする1.1のべき乗を乗じて

得た額で、例えば2年目は1.1の2乗、3年目は1.1の3乗を掛けていくという計算をします。今回の改正で、広告塔の平米当たり単価は1,400円のもの、いきなり1,800円に上がりますが、弾力的に値段を上げていく意味合いから、このような計算をして得た額を採用しているとの回答でした。また、激変緩和とは、値上げが激変緩和で、値下げは激変緩和ではありませんねとの質問に、値上げの部分だけであるとの回答でした。

前回の改正はいつか、また地価下落の比率と、今度の全体的な引き下げの比率はどのようになっているのかとの質問に、前回平成9年に改正されている。大口町では愛知県が出した数字に基づいて単価を出している。その道路価格は、愛知県内の町村部（平成21年度固定資産税評価額）の平均値で現行5万7,600円が、今回の改正で4万575円、広告塔や看板等についての道路価格は、主に商業地について占有があることから、愛知県内の町村部における商業地の平均値で、現行の5万2,600円が、改定後5万6,552円となります。大口町の占有料の総額は、今年度4月1日現在1,774万4,889円であったものが、今回の見直しで1,506万9,379円となり、267万5,520円の減額となる見込みであると回答され、庶民の固定資産税は地価が下がっても下がらないのに、大企業が大きな比率を占めている占有料を下げるのはおかしいのではとの質問に、国も県も地価を反映しての占有料の決め方は、上がった時は上げる、下がった時には下げる方法をとっており、下げないという形にはできない。理解してほしいとの回答でした。さまざまな財源確保の工夫が必要な今、大企業向けの占有料を急いで引き下げることが理解できないとの意見がありました。

その他質疑もなく、議案第61号は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 大口町道路占有料条例の一部改正について、議案第63号 大口町準用河川の流水占有料等に関する条例の一部改正について審査に入り、議案62号、63号とも61号と同じ趣旨で反対をする旨の意見がありましたが、その他質疑もなく、議案第62号、63号は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について審査に入り、質疑もなく、議案第64号は採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 大口町一般会計補正予算（第5号）（所管分）の審査に入りました。

職員給与の引き下げは到底容認できないので、全体について反対する旨の意見が表明され、第3表の債務負担行為における南小学校建設工事費23億円について、空港使用における騒音対策の補助金や大雨対策に関して愛知県の協力などは得られないが不満ではないかとの質問に、不満ではないが、町としては必要な課題であり、機会を通じて要望をしているとの回答でした。

大口橋かけかえ工事費追加6,600万円について、なぜこの時期に補正までして発注する理由

があるのかとの質問に、大口橋は北小学校の通学路であり、建設担当としては、工期の短縮を検討してきた。今発注すると、約1ヵ月半工期を短縮できる見込みである。現在下部の工事を発注しているので、同時に上部工事の発注ができれば、工事や事務作業を軽減することができる。新年度に発注した場合は24年3月完了予定だが、今回発注すれば23年9月に完了できる見込みとなり、2学期から通学路として使用できる見通しとなったためであるとの回答でした。さらに、来年度にまたがる工事となるので繰越明許となるが、今後の予定はとの質問に、今回補正予算が通れば、12月21日に指名審査会、1月13日に入札、17日に仮契約を締結し、臨時議会で契約議決をお願いする予定であるとの回答でした。

その他質疑もなく、議案第65号は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の審査に入りました。

職員給与の引き下げには反対である旨の意見が表明され、4名の職員を3名に削減したのかとの質問に、本町は小さな町なので、一人の職員が複数の仕事を担当している。一般会計とまたがった仕事をしてきた職員の給与支払い科目を、ことしの春の異動で一般会計へ移したとの回答でした。

その他質疑もなく、議案第69号は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）の審査に入りました。

当事業の職員1名の期末手当は幾ら下がるのかとの質問に、個人的な話なので具体的に幾らとは答えられないとの回答でした。

その他質疑もなく、議案第70号は採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第71号 庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更について、議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止について審査に入りましたが、いずれも質疑なく、議案第71号、議案第72号は採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託を受けました9議案の審査内容と結果の報告を終わります。

議長（酒井久和君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。

続いて、文教福祉常任委員長 酒井廣治議員。

文教福祉常任委員長（酒井廣治君） 改めましておはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る12月3日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会が付託を受けました4議案について、慎重に審査いたしましたその内容と結果を議案の順に御報告申し上げます。

当委員会は、12月9日午前9時30分より役場3階第1委員会室にて、委員全員と、説明員として森町長以下関係職員の出席を求め開催いたしました。

議案第65号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第5号）（所管分）について御報告申し上げます。

ワクチンの補助の割合について、国は90%公費、10%本人の負担との理解をしておりましたが、今回の説明は、中身が違うので教えてほしいとの質問でした。これに対しまして、国の補助金は2分の1、今回のワクチンの接種は市町村が主体で行うとの国からの連絡が来ました。町では、接種料の3分の2を町の方で助成し、その分の2分の1の補助を国からいただけるといふ方向で今進めているという答弁でございました。

接種費用は国の費用として、概算は示されていますが、各市町村の医師会との話し合いの中で、各自治体によって国の言う費用より安くなるということはないか、医師会の決定の費用なのかとの質問に対しまして、接種料の単価は、国から示した単価で、今後変動があることも国から連絡をいただいている。単価については、もうしばらく時間がかかる。尾北医師会との検討の上、2市2町の統一単価で進めていきたいとの答弁でした。

職員の給料のことで、大口町には、行（一）と行（二）の二つの給料表があります。給食センターの調理師さんは行（二）です。給食センター費の中の職員給与費の一般職の給料の減は2,000円ということですが、調理員さんの給与の状況の質問に対して、行（一）の給料表と同じ考え方で少しずつ変えているという答弁でした。

続いて、行（二）の人は一般行政職の（一）表を使用している人に比べると、賃金は大幅に低い。なぜ低いかといえば、職種によって一応決めているから、保育園にしても給食センターにおいても、行（一）の人、行（二）の人が混在して仕事をしている。ここでも給料の格差がつくことが現実にあると思っている。例えば、調理師の資格を取得したなら行（一）にすとか、頑張っただけでいるから少しでも是正していく方向性というのが、行（二）のものの考え方であってもいいのではないかという質問に対しまして、今、国全体の流れとしては、行（二）の仕事は、できる範囲で自治体で行うのではなく、アウトソーシングの形で進めていくことで、行（二）のような仕事は実際抱えていけないという流れですが、それだけではいけないと感じている。保育園の調理師さんは、臨時職員さんでほぼ賄っている現状です。今後、どのような形で進めていくか現在検討中、来年の4月から少しでも改善できればとの答弁でした。

続きまして、高齢者福祉生きがい活動支援の追加は、65歳以上の介護保険者に適用と思いま

すが、人員がふえるのか、事業が追加されるかの質問に対して、介護保険の対象にならない高齢者の皆さんに、日常生活に支障のある方、家事等が主で支援することを目的で、利用者が増加したため、生きがい活動支援委託料も同じく、軽度生活援助の利用者の増加というのが答弁でございました。

続いて、児童福祉総務費の幼稚園就園奨励金追加についての質問に対して、幼稚園の就園奨励金の対象者がふえた要因は、幼稚園就園奨励金には所得制限があります。折からの不況で、総体的に所得が減少したことにより、所得オーバーで幼稚園就園奨励費の対象外の人数が減少し、幼稚園就園奨励費の対象者がふえた要因との答弁でございました。

次に、生きがい活動支援通所事業委託料追加、97万円についての質問でございますが、週1回のデイサービス利用の事業で、21年度は42人の方の利用、延べ1,300回利用でした。今年度は、現在42名の利用、10月末で953回の利用で、月130回の利用見込みを立てまして、残り5ヵ月分を掛けると、4,000円の負担をいたしていますので、あと260万円かかるものと見込み、当初の予算より97万円不足のため、補正をお願いをするという答弁でした。

次に、小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料として228万6,000円が計上されていますが、高齢者の方の補助はとの質問に対しまして、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、健康生きがい課におきまして検討中で、できれば来年度の予算に計上したいと。手法につきましては現在検討中です。また、そのような事業等の案が出ましたら、御検討いただきたいとの答弁でございました。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第66号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御報告いたします。

高齢受給者証の郵送費32万円の計上をしてありますが、高齢者医療制度円滑運営事業補助金34万7,000円を受けています。2万7,000円食い違うが、その理由はとの質問に対しまして、高齢者受給者証の郵送料以外に、制度の啓発用としてパンフレット、リーフレットの印刷経費、需用費を2万7,000円計上していましたが、この費用につきましては現行の需用費の中で支払いができ、2万7,000円分の補助金の予算と、今回の郵送費の補正の増額との差ができ、補正予算には上げていないとの答弁でした。

次に、賃金表を見ますと、一般職員という給料ですが、4級職の人は減額が推測されますが、例えば4級職の人が、1,000円の賃金だけではなく、期末・勤勉手当も減給され、今の地域手当の9%分を合わせますと、一体幾ら減額になるかの質問に対しまして、今回の補正につきましては、4級職の方の改定ラインの下の方ということで、今回の期末・勤勉手当の見直し、4月の給与改定の際の0.28を掛けた調整を含めると、おおよそ10万円ほどになります。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

後期高齢者医療の特別会計には人件費はないのですかの質問に対して、後期高齢者医療特別会計には人件費は計上していないとの答弁でした。後期高齢者医療特別会計には人件費は計上されていないが、市町村から派遣された職員がいます。後期高齢者医療広域連合の方に、今回の人事院勧告だと、今の地域手当等々の問題が出てくると思われれます。後期高齢者医療特別会計に影響はとの質問に対して、広域連合に職員派遣している事務費になります。その部分の経費につきましては一般会計の福祉医療費に計上し、福祉医療費で負担金等という形で広域連合に支払っています。今回の人事院勧告部分での負担金の増額の連絡はなく、現行の予算の中での対応と理解するとの答弁でした。

その他質疑もなく、原案は全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御報告いたします。

4級職の職員が2名、2級職の職員が1名、1級職の職員が1名ということですが、今回の職員給与の減少の中身は、育児休業の職員分が含まれているとの説明でしたが、実際には人事院勧告による影響額というのは、4級職の職員の方が影響を受けると思いますが、どのくらい受けるのかという質問に対しまして、3,000円との回答です。さらに、期末・勤勉手当にも影響するわけですが、期末手当は追加になっていますが、多分差し引かれると思いますが、減額されるのは幾らになるかの質問に対して、2名の方で、期末・勤勉手当合わせて15万円ほどとの回答でした。

その他質疑もなく、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会に付託を受けました4議案の審査の内容と、結果の報告を終わらせていただきます。

議長（酒井久和君） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について、議案第62号 大口町道路占用料条例の一部改正について及び議案第63号 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正についての3議案は関連がありますので、一括して討論・採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認め、議案第61号から議案第63号まで一括して討論・採決に入ります。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 今、国も地方も大変な財政が厳しい状況だというのは、国民共通の認識であります。どうすべきなのか、これは日本共産党が国会でも論戦を展開し、菅首相なども非常に大きな興味を示しましたがけれども、今、大企業の内部留保はどんどんと膨れ上がって244兆円と言われております。そのうち現金化がすぐ可能だといわれるものも50兆円以上あるというふうに言われております。これらの金が、雇用の増大や投資にほとんど回らないということで、だぶついている。この内部留保の一部を社会に還元する、このことによって日本の経済を上昇気流に乗せていくことが、内需を拡大して日本経済を活性化させる方向につながるというふうに私どもは確信をしているところであります。

しかし、残念ながら内需を拡大しようにも、今回の議会でも職員の皆さんの給与や期末手当の引き下げが行われました。トヨタ労連は、公務員がこういう状況だからということだけではないでしょうけれども、来年度の春闘要求は取りやめだということで、民間の賃金は上がるどころか、さらに下がる傾向に拍車がかかる、こういう悪循環が続いていて、国民の懐は冷え切るばかり。これでは内需の拡大など到底望めないであります。しかもその上に、政府も来年度、法人税を5%引き下げる。これで減額になる収入は1兆5,000億円。その財源補償は、いまだに全部つけられていない。こういう大企業優遇の施策がどんどんと進められているところでありますけれども、一方で年金は来年下げると、こういうことですから民間給与や公務員給与だけじゃなくて、年金生活者の年金も引き下げる。こういうことで、ますます一層国民の懐は冷え切っていく。内需の拡大などは望めない。こういう悪循環が今進められようとしているところであります。

30万人以上の都市になったら、独自に事業所税を徴収することができるということで、春日井や一宮などでもその事業所税が新たに開始をされたところであります。これに対して、一遍には大変だということで、一定の減免措置がやられたりしているところでありますけれども、

しかし地方の財源もきちんと確保すべきだということで、日本共産党はそれらに一概に反対をしないという立場で、地方財源の確保にも努める立場におるわけであります。

今回のこの条例の改正に当たっては、中電、あるいは東邦ガスなどの大企業の公共用物の利用料、あるいは道路占用料、こういうものを地価が下がったからということで下げるといことでありますけれども、そうした大企業には莫大な内部留保を抱えているという実態を見ないものであります。大口町の影響額は約267万円、引き下げ幅は15%という膨大な大企業優遇の内容には、到底認めがたいものがあります。

よって、これらについては反対をさせていただきます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 私は、議案第61号、62号、63号の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

説明がございましたけれども、愛知県は平成22年の4月から占用利用料を改正した。占用料算定の基本的考え方は、公共用物の利用の対価として一般的な土地利用における賃料相当額によることを基本としております。道路占用者等々に対しての透明性や公正性を確保する上からも、明確な基準をもって定めることが必要だと思えます。

大口町は、愛知県が平成21年度の県下の固定資産税評価額をもとに決定した町村域の占用料に準じて改正するもので、前回の平成9年度の改正時には同様な理由で大幅な増額をしたことを考え合わせますと、今回の改正もやむを得ないものと考えます。

また、大企業優先の措置ではないかと今指摘がございます。電気、通信、ガス施設は、住民生活に欠かせない基盤となる施設であり、今後においても安定的にサービスが供給されることが必要であり、県の占用料との均衡等を勘案し、占用料の額を定めているからやむを得ないと考えるものでございます。

以上のことから、議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正、議案第62号 大口町道路占用料条例の一部改正及び議案第63号 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正に賛成するものでございます。以上です。

議長（酒井久和君） これをもって、討論を終了いたします。

続いて、採決に入ります。

議案第61号、議案第62号、議案第63号の3議案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

3議案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(酒井久和君) 起立多数であります。よって、3議案とも原案どおり可決されました。

議案第64号 尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第64号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。

これより補正予算の採決に入りますが、常任委員長からの報告によりますと、議案第67号
平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を除いて、議案第65号から議案
第70号までの5議案については、同一事由を原因とする反対意見があったとのことですので、
この際、この5議案を一括して討論・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 平成22年度大口町一般会計
補正予算(第5号)、議案第66号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3
号)、議案第68号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第69号 平
成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第70号 平成22年度大口町
農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)の5議案を一括して討論・採決を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 今、民間も大変厳しいんだということでもありますけれども、賃金という
のは一体どういうものなのかということ、私は改めて考えなければならぬと思いますが、
これを言いかけると1時間や2時間ではとても済まないものだと思います。

しかし、こういうことは私は言えると思うんですよ。賃金というのは、企業が得た利益に比
例するわけではない、決して。そういうことは私は言えると思うんです。企業がたくさんもう
かったから、働く人たちの給料が上がるのかということ、そうではないんです、現実として。こ

それは別に今始まった話ではなくて、イギリスのアダム・スミスという人も言うておりますし、それからマルクスというドイツの人も言うている。そういうものなんですね。ですから、今から200年近く前の人たちもこうしたことに非常に疑問を持っていたわけでありまして。今の田中一成議員からも、現に大企業は利益をため込んでおられる。今244兆円のため込みがあって、そのうち50兆円ぐらいはすぐにでも現金化できるようなため込みが行われている。こういうことが現実に行われているわけでありまして。この間、働く人たちの賃金はじゃあどうかというと、雇用されている人、要するに労働者と呼ばれているような人たちの賃金を見ると、もうこれ10年以上連続して賃金は減らされ続けている。これが今の日本の働いている労働者の人たちの実態であります。それから、人事院勧告を見てみますと、一時金を注目してみたんですけども、実は一時金は1998年から12年間にわたって1.3ヵ月分、もうこれ既に引き下げられてきたわけでありまして。これで、今改悪がありまして、3.95ヵ月分というふうになりましたけれども、これは1963年以来の数字だそうです。これはちょうど東京オリンピックが昭和39年（1964年）でありますから、その東京オリンピックの前の年の水準にまで一時金は実は落ち込んでしまった。こういう状況があるわけでありまして。大企業がもうかっておるから働いている人たちの給料は上がるのかと言え、決してそうではない。そういう実態が、こうしたことを見るだけでも明らかであります。また、非正規労働もどんどん今拡大していつているわけでありまして。この役場の中でも、今は正規の職員よりも非正規の職員の方が多い。こういう状態に今なっているわけですね、現実の話として。こうしたことなども、賃金を大幅に引き下げる要因になっている。私はそういうふうに思います。また、多くの中小企業は、大企業の方から、親企業から言われれば右へ倣えということになるわけで、先ほども紹介がありましたけれども、全トヨタ労連はことしはベースアップを要求しないということも現に報道されている。そういう大きな規模の労働組合がそういうことですので、それにまつわる労働組合は右へ倣えということにならざるを得ない。こういう状況が、今私はあるのではないかなというふうに思っています。

それから、人事院勧告についても、私は言及していかなければならないと思います。私が働いていた16年ぐらい前までは、たしか従業員の規模にすると500人以上の事業所を対象にして給料を調査していたわけでありましてけれども、現在はどうかというと、50人以上の従業員の事業所を調査の対象としているわけでありまして。ですから、現在の人事院勧告というのは、中小企業の、そこで働く人たちの給料が一体どんなものなのかということ十分に私は反映されている。そういうものではないかなというふうに思うわけですね。50人以上の事業所を対象に調査しているわけですからね。ですから、決して一般の公務員の給料が民間の中小企業の従業員の給料よりも高いということは一概には言えないことなんです。こういうことがなかなかちまたでは理解されていないもんですから、一般的にね。公務員の給料は民間よりも高いんだとい

うことが、ちまたで言われてしまっているわけですね。人事院勧告というのは一体どういうものなのかということ、本当にわかっていただかないと、そういう誤った見方が私は出てきてしまう。こういうことではないかなということ、まず指摘をしていかなければなりません。

そして、私は人事院勧告の実施そのものの中身で見ますと、40歳以上の職員の人ですね、おおむね。そういう方については、これは実質的に期末・勤勉手当から、4月にさかのぼって給料の減額が実質的に行われる。減額についても、これはさかのぼって行われるということは、これまでもない事態だというふうに指摘をしておかなければなりません。こういうことで、大口町では、委員会の中でも質問しましたけれども、さかのぼって実質的に減給が行われる職員は95人にも及ぶという答弁がありました。それから、一時金の減額0.2ヵ月分ですかね。この減額については、これは当然全職員に及ぶわけでありまして。こういうことがあった上に、この4月からは地域手当の9%が減額されてしまっている。本当に踏んだりけったりとはこのことではないかなというふうに言えるわけでありまして。人事院勧告の減額だけならばまだしも、地域手当の9%の廃止による減額もさらに上乘せされたような形で、給料が大幅に減額されていっている。それで、官民格差は一体どこまでこれは広がるのか。逆の格差が私は広がっているというふうに言わざるを得ない。こういう状況が、今大口町役場の職員の皆さん方の中にはあるのではないかとということでありまして。そうした是正が、政治判断そのものもされずに、人事院勧告でこういうふうに指摘されているから、これをやらざるを得ないんだということなのかもしれませんけれども、しかし過去には政治判断によって給料を是正してきたときもあったというふうに私は記憶をしているわけでありまして。そうしたこともとられずに、一律的に給料を大幅に引き下げていく。こういうやり方は不当だと私は言わざるを得ない。特にことしの場合については、他の年度と比べても一層甚だしい不当性が私はあるのではないかとということ、指摘しておきたいと思っております。

以上のような理由で、私はこれらの補正予算の中にかかわる、この人件費については反対の立場であるということ、私を代表して、私の討論を終わらせていただきます。

議長（酒井久和君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 私は、今議案第65号、66号及び68号から70号の各補正予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

それぞれの議案は、去る11月の30日に議決された職員の給与に関する条例の改正をされたものでございます。職員の給与に関する条例を反映させたものであったり、緊急性のある経費等を補正するものであり、私はその内容が妥当であると判断することから賛成させていただきます。

す。

以上です。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、採決に入ります。

議案第65号、議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第70号の5議案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

5議案は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、5議案とも原案どおり可決されました。

議案第67号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第67号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第71号 庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更についての討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第71号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第72号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

諮問第1号について(討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、諮問第1号の採決に入ります。

諮問第1号については、安藤亮子君を適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は適任とすることに決定いたしました。

議案第73号及び議案第74号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(酒井久和君) 日程第4、議案第73号 大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第74号 大口町健康文化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(森 進君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきます。議案の説明をさせていただきます。

議案第73号 大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第74号 大口町健康文化センターの指定管理者の指定についてであります。

大口町老人福祉センター及び大口町健康文化センターの指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案についての提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（酒井久和君） 地域協働部長、説明をお願いします。

地域協働部長（近藤定昭君） 議長の御指名をいただきましたので、大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

平成22年12月6日付で、大口町公の施設指定管理者選定審議会から、大口町老人福祉センターの指定管理者として、憩いの四季が適当であるとの答申をいただきましたので、今回お願いするものでございます。

内容につきましては、1ページをごらんください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年大口町条例第29号）第2条に規定する大口町老人福祉センター。

2．指定管理者となる団体等の名称、特定非営利活動法人憩いの四季。3．指定管理者の指定の期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。

以上で、議案第73号 大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について、説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの指名を受けましたので、議案第74号 大口町健康文化センターの指定管理者の指定について説明させていただきます。

平成22年12月6日付で、大口町公の施設指定管理者選定審議会から、大口町健康文化センターの指定管理者候補者の選定について答申がありました。

その内容につきましては、1ページをお開きください。

1．指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例（平成10年大口町条例第22号）第2条に規定する大口町健康文化センター。2．指定管理者となる団体等の名称、マーメイド・技研ほほえみプラザ共同体。3．指定管理者の指定の期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする答申であります。

以上で、議案第74号 大口町健康文化センターの指定管理者の指定についての説明といたします。

議長（酒井久和君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第73号 大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議案第73号、議案第74号と、今説明を受けたわけですけれども、議案第73号の老人福祉センターについては地域協働部長が提案理由の説明をされ、それから議案第74号の大口町健康文化センターの方は健康福祉部長が提案理由の説明をされると。多分同じ審議会で、その答申が出されたんじゃないかなというふうに思うんですけれども、何かしら縦割りの感がどうしても見え隠れするんですけれども、地域協働部長がこれ二つとも説明すれば、それで僕済むんじゃないかというようなことだと思ってしまうんですけれども、それをなぜわざわざ健康福祉部長がまた立って、その後の議案を説明するのか、私にはこれちょっと理解ができなかったんですけれども、その部分がね。何かこう縦割り感が非常にあって、私今聞いておってちょっと違和感があったんですけど、どうなんでしょうか。

議長(酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 各部長が答えた件に対する御質問でございます。

各部長の方が御説明させていただきましたのは、各部の方の所管事務に基づきまして説明をおのおのさせていただいたということで、認識賜りたいと思っております。

議長(酒井久和君) そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) これをもって、議案第73号の質疑を終了いたします。

議案第74号 大口町健康文化センター指定管理者の指定について質疑に入ります。
ありませんか。

(発言する者なし)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第74号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第73号 大口町老人福祉センターの指定管理者の指定について討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第73号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号 大口町健康文化センターの指定管理者の指定について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第74号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(酒井久和君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第7回大口町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

(午前10時25分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 酒 井 久 和

大口町議会議員 酒 井 廣 治

大口町議会議員 丹 羽 勉

写

平成22年12月8日

大口町議会議長 酒井久和様

総務建設常任委員会

委員長 土田 進

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
第61号	大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第62号	大口町道路占用料条例の一部改正について	原案可決
第63号	大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について	原案可決
第64号	尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
第65号	平成22年度大口町一般会計補正予算(第5号)(所管分)	原案可決
第69号	平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第70号	平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第71号	庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更について	原案可決
第72号	尾張北部広域行政圏協議会の廃止について	原案可決

写

平成22年12月9日

大口町議会議長 酒 井 久 和 様

文教福祉常任委員会

委員長 酒 井 廣 治

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第 6 5 号	平成22年度大口町一般会計補正予算（第5号）（所管分）	原案可決
第 6 6 号	平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第 6 7 号	平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 6 8 号	平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決